

職員の不祥事について

(1) 事案概要について

民児連事務局を受託している堺市社会福祉協議会（以下、「社協」）の職員が、福祉事業課長の任にあった平成22年12月から平成27年3月までの4年3か月間に、同団体の運用積立金から、総額10,554,865円を私的流用（業務上横領）したものです。

また、当該職員は、横領した事実を隠ぺいするため、当時の部下に業務命令として、決算書の書き換えの指示を行っていました。

なお、横領した運用積立金については、すでに全額返済されています。

※民児連事務局長については、福祉事業課長を充てることとしています。

(2) 当該職員について

所 属：堺市社会福祉協議会 美原区事務所長
※平成22年度から26年度当時は福祉事業課長（社協本部）
年 齢：55歳・男性

(3) 経緯について

平成27年12月17日

業務上横領の疑義が発覚。ただちに、経理関係書類及び本人が管理していた通帳を調査。

平成28年1月21日

横領総額を確定。

当該職員にすでに返済している分を差し引いた4,520,622円の返済を命じる。

平成28年1月22日

当該職員から全額返済される。

平成28年1月26日

懲戒等審査委員会で審査を行う。

現在、当該職員の刑事告訴にむけて警察に事前相談しています。

(4) 原因について

- ・課長（事務局長）であり、決裁権者という立場を利用して自らが通帳を管理していたため、他の職員に出入金の状況を隠すことができた。
- ・経理担当職員に対し直接決算書の書き換えを指示していたため、係長や課長補佐が気づくことができなかった。
- ・経理担当職員が普段の会計事務を一人で行っていたため、気づくことができなかった。

(5) 再発防止策について

- ・現行の団体会計事務処理の手順、手続きについて、有識者に点検確認を依頼し、改善する。
- ・社協事務室にある金庫及び通帳について、複数人体制による管理を徹底する。
- ・現金の取り扱いについては必ず複数人で対応するよう徹底する。
- ・全職員に対して会計事務をはじめとしたコンプライアンスについての研修を実施する。

(6) 処分について

社協の懲戒等審査委員会で審査を行い、社協の理事会の同意及び評議員会の議決を経て、関係職員を含めて以下の処分を平成28年2月3日付で行いました。

	処分内容	被処分者	処分理由
①	懲戒解雇	美原区事務所長 課長級（55歳）	本部の福祉事業課長であった平成22年4月1日から平成27年3月31日の在任中の5年間に、民児連の運用積立金から総額10,554,865円を横領した。また部下の職員に決算書の書き換えを命じた。
②	停職1か月	福祉事業課（本部） 主事（52歳）	当時の上司である職員①の業務命令ではあったが、決算書の書き換えを行った。また、職員①が金庫で保管すべき民児連の運用積立金の通帳を個人で管理していたことを知りながら報告をしていなかった。

※なお、平成22年4月1日から平成27年3月31日の間、①②の上司の職にあった者4名についても、業務の管理監督責任を怠ったとして、文書訓告の処分を平成28年2月3日付で行いました。